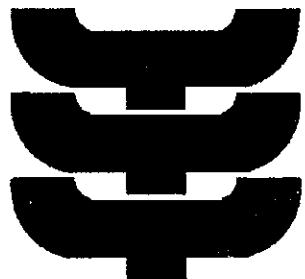


令和元年度

久留米市文化財専門委員会



◆ 日 時 令和元年 7月 22日(月) 10:30~

◆ 会 場 久留米市役所 1303会議室

市民文化部文化財保護課

## 令和元年度 久留米市文化財専門委員会

日時：令和元年7月22日(月) 10:30～  
会場：久留米市役所 1303会議室

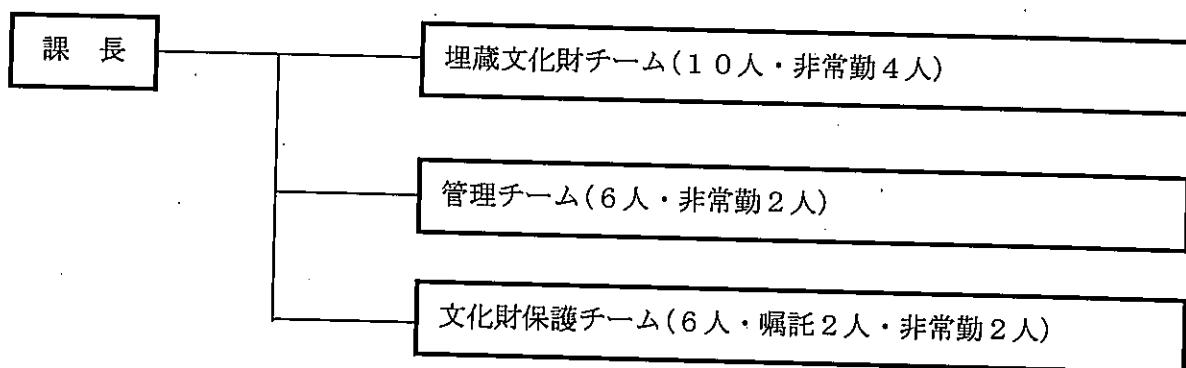
### 次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 会長・副会長選任
- 5 新会長・副会長挨拶
- 6 部会長選任
  - ・史跡部会
  - ・名勝天然記念物部会
  - ・有形文化財部会
  - ・無形文化財及び民俗文化財部会
- 7 令和元年度配属職員の紹介
- 8 平成30年度久留米市文化財専門委員会議事録確認
- 9 報告
  - (1) 平成30年度の事業報告 ..... 1
  - (2) 令和元年度の事業概要 ..... 35
  - (3) 次年度以降の諮問予定資料 ..... 45
  - (4) 久留米市文化財保存活用地域計画策定 ..... 46
  - (5) その他
- 10 閉会のことば

# 9報告 (1) 平成30年度の事業報告

## I. 組織と業務概要

### 1. 組織



### 2. 事務分掌

- (1) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (2) 文化財の指定及び管理に関すること。
- (3) 文化財専門委員会に関すること。
- (4) 文化財関係団体に関すること。
- (5) 埋蔵文化財に関すること。
- (6) 埋蔵文化財センターに関すること。
- (7) 収蔵館資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (8) 文化財収蔵資料審議会に関すること。
- (9) 収蔵館の維持管理に関すること。
- (10) 博物館の建設準備に関すること。
- (11) 歴史公園に関すること。
- (12) 坂本繁二郎生家に関すること。

### 3. 業務概要

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民が歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かす機会を提供することで、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立ててきた。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図ってきた。

また、「公益財団法人有馬記念館保存会」、「公益財団法人久留米絹技術保存会」を所管し、運営を行った。

#### (1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査においては、都市開発と文化財保護の調整を図るとともに、事業の効率

化、迅速化及び標準化など円滑な実施に努め、併せて調査結果の公表のため報告書を刊行するなど、市民の理解と協力を得る取組を行う。

- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図る。
- ③ 有形・無形・民俗文化財やその他の文化財の積極的な調査と保存、活用に努めるとともに、総合的な記録の整理と活用に取り組む。

## (2) 文化財に親しむ

- ① 市民の意識の高揚を図るため、文化財の周知に努め、文化財保護の啓発・普及を図る。
- ② 生涯学習振興の観点から、六ツ門図書館展示コーナーや久留米シティプラザでの企画展等の開催、校区での展示会や歴史探訪、地域の歴史を学ぶ出前講座、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努める。
- ③ 市民の文化財保護活動の充実、促進を図るために、文化財保存事業および文化財保護団体等への活動支援を行うとともに、文化財を活用した地域密着観光などによって文化財を活用した市民との協働のまちづくりを進める。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう、説明板等の整備や文化財マップの作成に取り組む。
- ⑤ 生涯学習施設としての「歴史博物館」について、資料の収集・調査に努める一方で、これまでの経緯を十分に踏まえ、今後のあり方の検討を行う。また、企画展等を開催するとともに、市民からの問い合わせや資料貸出しを行う等、収集した資料の有効活用を図る。

## (3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡、高良山神籠石などの史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進めるとともに、市民の地域学習や歴史学習、小中学校の野外学習やレクリエーション、憩いの場としての活用を促進する。
- ② 市内に現存する歴史的建造物などを調査し、貴重な物件は歴史的文化遺産として指定・保存等を行い、必要に応じた修理・復元を行いながら、市民の暮らしの中で、地域学習や生涯学習などに活かすとともに、観光資源として活用を図る。

◎主な事業の概要

事業名	事業概要	予算額(千円)	予算額(千円)
		30年度	31年度
発掘調査事業	貴重な国民の共有財産である埋蔵文化財を、開発等により現状保存措置がとれない場合は、記録保存のため、発掘調査する。わが国及び久留米地域の歴史・文化等の正しい理解を促すとともに、市民の郷土愛を醸成し、その魅力や価値を伝える取り組みを進める。	計 167,051	計 152,308
埋蔵文化財センター事業	発掘調査に伴う出土品や記録類を集中管理し、調査研究するとともに、市民の多様な文化的活動の展開を拡大するため、展示会や体験学習、学校教育の「総合的な学習の時間」への支援事業等を実施する。	計 1,718	計 1,703
有馬記念館活用事業	有馬記念館の収蔵資料を保存・活用して、久留米の江戸時代や郷土の歴史に関する情報を公開展示する。また、久留米城跡等歴史文化施設とともに広くPRして、観光拠点として集客を促進する。	計 10,051	計 9,329
歴史博物館整備検討事業	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設としての歴史資料館の整備を図る。これまでの寄贈資料を有効に活用するために、六ツ門図書館展示コーナーやシティプラザにおける資料の展示や体験学習を通じて、集客効果を高め、収蔵資料の積極的な活用を図る。	計 10,204	計 12,890
筑後国府跡 歴史公園整備事業	史跡筑後国府跡は、律令期における筑後国の中心的な施設で、久留米の都市づくりの原点といえる。史跡の整備により、市民が歴史を学び、楽しく活用し、交流人口の増加を目指す。また、住宅地に縁あふれる歴史公園を創出することにより、魅力あるまちづくりを推進し、定住促進を図っていく。	計 12,035	計 53,564
歴史的建造物保存整備事業	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存・整備・活用を図り、市民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりを推進する。	計 982	計 1,011
史跡等環境整備事業	市民が歴史に親しみながら憩う場として、史跡等を適正に管理し、地域の特性を生かした「歴史の広場」の整備を進め、まちづくりの素材としても多くの場面での活用を図る。	計 3,890	計 4,198

歴史ルートづくり事業	市内の豊かな歴史・文化を保存継承し、地域資源として活用するために、地域固有の歴史的なストーリーを整理し情報発信していく。地域と協働して交流人口の増加を図り、定住人口の増加を目指す。	計 16,258	計 21,345
文化財施設維持補修事業	収蔵資料の保存及び施設の適切な維持管理のため、必要な施設の設置、改修または補修を施することで、文化財の活用を図る。	計 3,240	計 4,389
文化財保護団体等育成事業	絵画や典籍および彫刻などの有形文化財や、祭りなどの無形文化財の管理および普及活動を行なっている団体に対して補助金を交付し、文化財の保護を図る。	計 1,446	計 1,156
坂本繁二郎生家活用事業	久留米城下町に唯一残る武家屋敷である坂本繁二郎の生家（市指定文化財）を保存・活用し、後世へ伝えるための文化芸術体験講座等を実施する。また、重要な地域資源として PR し、多方面で活用を図る。	計 427	計 400

## II. 文化財の指定

### 1. 指定文化財の状況

久留米市内の指定文化財は、国指定文化財 28 件、県指定文化財 42 件、市指定文化財 107 件、国登録文化財 5 件である。

久留米市内の指定文化財一覧表

指 定 別	総 数	有形文化財										無 形 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	選 定 技 術 保 存	登 録 文 化 財
		総 数	建 造 物	繪 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料								
総数	182	84	21	11	18	9	2	0	8	12	3	2	31	10	23	1	26	0	5
国	33	14	3	3	4	2	2	0	0	0	0	1	0	1	9	0	3	0	5
県	42	21	7	3	3	3	0	0	2	3	0	1	5	2	6	0	7	0	0
市	107	49	11	5	11	4	0	0	6	9	3	0	26	7	8	1	16	0	0

(平成 31 年 3 月 31 日)

※史跡と天然記念物に二重指定されている「日安町の一里塚」は史跡に含んでいる。

平成 31 年 3 月に国登録有形文化財（建造物）に答申された日本福音ルーテル教会は含んでいない。

### 2. 新規の指定文化財

#### 1) 有馬家靈屋 5 棟（国 重要文化財）

指定年月日：平成 30 年 12 月 25 日

所在地の場所：久留米市京町 209 番地

所有者の氏名または名称および住所：宗教法人 梅林寺 久留米市京町 209 番地

時代：近世

区分：有形文化財 建造物

指定の事由：「有馬家靈屋は、一七世紀中頃に建てられた歴代藩主を祀る靈屋五棟が並列する、九州

地方で希少な靈廟建築であり、建立年代も明らかである。五棟の靈屋が上下二段に配され、五輪塔を納める下段の靈屋と、壯麗な宮殿を安置する上段の位牌廟の二棟を一対として藩主らを祀るという独自の相関関係を有している。このような類い希な建物配置をもち、また上下段の建築形式に差異をつけるという特異性をもつ一方で、個々の廟所形式を次第に簡略化するなど大名家墓所に共通する特質も示しており、わが国における靈廟建築の地方的展開を理解する上で価値が高い。」(以上、指定理由から抜粋)



梅林院靈屋



春林院位牌廟内部の宮殿

## 2) 田主丸町寺徳出土の小形仿製鏡鑄型 1点 (市指定文化財)

指定年月日：平成31年3月28日

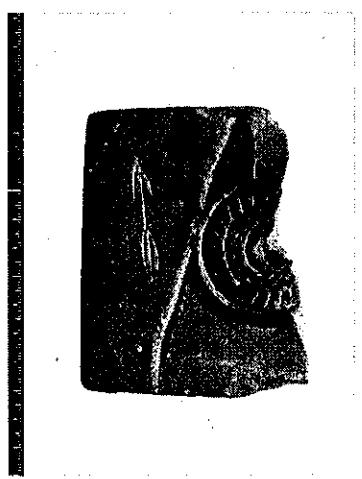
所在地の場所：久留米市諏訪野町1830番地6

所有者の氏名または名称および住所：久留米市教育委員会 久留米市城南町15番地3

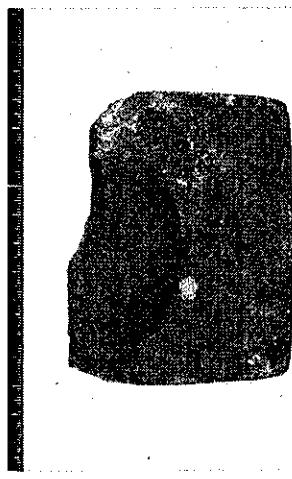
時代：原始（弥生時代）

区分：有形文化財 考古資料

指定の事由：銅製品や鉄製品の鋳造は弥生時代後期の最先端技術であり、鋳造に欠かせない道具である鋸型は、久留米への鋳造技術の伝播を示すものである。弥生時代後期のクニグニのネットワークを考察する上でも貴重な資料と言え、保存状態も良好である。



鏡背側



鏡面側

### 3) 隈山2号墳出土の山梔玉 15点（市指定文化財）

指定年月日：平成31年3月28日

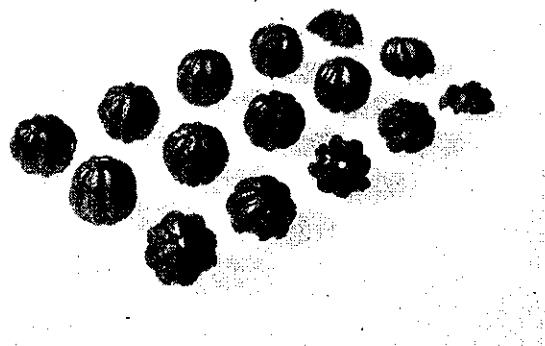
所在地の場所：久留米市諏訪野町1830番地6

所有者の氏名または名称および住所：久留米市教育委員会 久留米市城南町15番地3

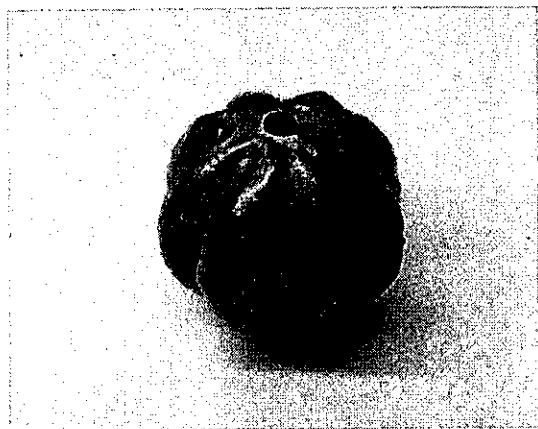
時代：原始（古墳時代）

区分：有形文化財 考古資料

指定の事由：隈山2号墳出土の山梔玉は、出土例の稀少性と良好な保存状態から、歴史的資料として価値が高く、久留米の古墳時代後期から律令国家の成立期にかけての社会情勢を考える上で貴重な資料である。



山梔玉（集合）



山梔玉（単体）

### 4) 高三瀬遺跡出土の小銅鐸 1点（市指定文化財）

指定年月日：平成31年3月28日

所在地の場所：久留米市諏訪野町1830番地6

所有者の氏名または名称および住所：久留米市教育委員会 久留米市城南町15番地3

時代：原始（弥生時代）

区分：有形文化財 考古資料

指定の事由：市内では弥生時代の青銅器の出土は少なく、祭祀具とされる小銅鐸の出土は、高三瀬遺跡の重要性を補強する意味合いを持つ。また、筑後地域での青銅器の出土は稀少で、久留米市の弥生時代における祭祀を理解するうえで極めて重要な資料である。



小銅鐸（表）



小銅鐸（裏）

### III. 埋蔵文化財調査事業の概要

#### 1. 埋蔵文化財事前確認

30年度の窓口受付件数は714件。内訳は対象外453件、要調査240件、事業進捗状況に伴い未回答のもの21件である。要調査のうち、設計変更や協議によって調整を図り、工事立会もしくは慎重工事での対応が200件で、発掘調査と回答した40件の内、発掘調査の対応を行ったのは5件であった。

なお、26年度の8月より、G I Sを活用した窓口での照会件数もカウントしているが、1日平均で18件程度の問い合わせがある。

「埋蔵文化財包蔵の有無について」の照会件数の推移

年度	受付件数	対象外	要調査	要調査のうち			未回答
				保存調整	発掘調査	未調査	
26年度	534件	397件	132件	107	15	10	5
27年度	637件	396件	227件	179	24	24	14
28年度	650件	457件	183件	140	24	19	10
29年度	720件	451件	267件	190	17	60	2件
30年度	714件	453件	240件	200	5	35	21

\*保存調整とは工事立会・慎重工事での対応、未調査には売買・事業取消しを含む。

\*未回答とは事業の進捗状況等のため、当該年度内において回答に至っていないもの。

#### 2. 発掘調査

##### (1) 発掘調査及び整理作業

平成30年度に実施した発掘調査は以下の通りで、10地点で実施した。調査原因は公共の市事業3件、民間受託事業4件、個人住宅等の国庫補助事業3件である。

整理作業については、調査事務所において発掘調査報告書刊行の遺跡の出土遺物の作業を中心に実施。主な作業内容は、遺物の洗浄・復元・実測及び報告書刊行分の埋蔵文化財センターへの搬入前の登録作業である。

調査番号	遺跡名	調査期間	調査面積	担当者
201801	久留米城下町遺跡 第29次調査	平成30年4月11日～平成30年6月15日	170 m <sup>2</sup>	江頭
201802	鎧水遺跡 第1次調査	平成30年4月17日～平成30年10月30日	1,159 m <sup>2</sup>	西
201803	大木下遺跡 第1次調査	平成30年4月23日～平成30年5月25日	190 m <sup>2</sup>	大隈
201804	筑後国府跡 第292次調査	平成30年5月15日～平成30年5月22日	85 m <sup>2</sup>	小川原
201805	十間屋敷遺跡 第10次調査	平成30年5月15日～平成30年10月12日	288 m <sup>2</sup>	大隈
201806	庄島侍屋敷遺跡 第12次調査	平成30年7月2日～平成30年9月3日	199 m <sup>2</sup>	小川原

調査番号	遺跡名	調査期間	調査面積	担当者
201807	南薰西遺跡 第9次調査	平成30年11月12日～平成30年12月11日	100 m <sup>2</sup>	江頭
201808	安武三反野遺跡 第4次調査	平成31年2月5日～平成31年2月22日	241 m <sup>2</sup>	西
201809	大園遺跡 第6次調査	平成31年2月18日～平成31年2月21日	16 m <sup>2</sup>	小澤・西
201810	速水遺跡 第3次調査	平成31年3月11日～平成31年3月20日	50 m <sup>2</sup>	長谷川

## (2) 今後の課題

課題としては、現地説明会等の普及事業が時間的制約から確保できない。また恒常的な調査員不足から調査・整理作業ともに滞っており、民間支援機関の導入・活用を視野に入れる必要がある。

### 3. 埋蔵文化財センター事業

#### (1) 平成 30 年度の概要

平成 30 年度に実施した国庫補助事業の「地域の特性を活かした埋蔵文化財活用事業」については、平成 29 年度より継続して、筑後国府跡の調査で得られた資料の収納形態及び検索体系を整え、資料の有効な活用・公開を行うことを目的として、再整理を行った。本年度は、推定国司館跡（そのうち柿ノ内・風祭地区北部）の再点検作業を実施した。

また、地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業に伴い、三潴生涯学習センターを会場として、平成 31 年 2 月 15 日～28 日の期間、三潴校区の歴史を紹介する企画展「三潴の歴史展」を開催、地元への調査成果の普及・啓発・還元に努めた。

主な普及活動としては、久留米市生涯学習センターとの共催事業として 6 月 14 日～29 日の期間「正福寺遺跡出土資料展示会」をえーるピア久留米で開催した。また、11 月 9 日（土）・10 日（日）を期間として、「海津城出土遺物展示会」を安武校区コミュニティセンターで開催した。また、みづま祭り会場において「勾玉づくり」を 2 回実施し、体験活動を通じた普及・啓発を行った。

この他、発掘調査および報告書が刊行された遺跡については、出土品を含む記録類の受け入れを行い、資料の貸出や閲覧に対応できるよう情報を管理し、収蔵している。

#### (2) 入館者数

平成 30 年度の当センター入館者総数は 1,291 人であった。

入場者数を月別に見ると、11 月が突出して多い。この要因は、11 月 11 日（日）に「えーるピア久留米」を主会場として多くの子どもや保護者が参加する「マナビイランド」が開催されたためである。埋蔵文化財センターもスタンプラリーのチェックポイントの一つとして展示にまつわるクイズに回答しスタンプを受ける方式で参加し、当日だけで 781 名の入場者があった。

平成 30 年度月別入館者推移一覧

月別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	46	34	25	39	33	27	90	817	49	42	48	41	1,291

#### (3) 資料活用

##### ① 資料貸出

学校や地域、さらには学術研究や印刷物掲載にかかる目的で、資料の貸出申請が 10 件 603 点においてあり、そのすべてを受付後に許可した。ただし、画像の貸出についてはフィルム現物の館外貸出は控えている。これは、写真資料の保存に重点を置くためで、画像はデジタルデータを貸し出すことで理解していただいている。

	期 間	借用申請者	目 的	貸出品名	点数
1	4/1~3/31	九州国立博物館	文化交流展示「海の道、アジアの路」展示のため	・轟 B 式土器 1 (野口遺跡) ・編籠 1 (正福寺遺跡出土) ・石匙 2 (野口遺跡出土) ・磨製石斧 1 (野口遺跡出土) ・家形埴輪 (石人山古墳出土)	6
2	4/1~3/31	九州歴史資料館	常設展示	中原孤塚古墳出土 土師器台付壺 1 点 須恵器高坏 1 点、須恵器ハソウ 1 点、鉄鏃 13 点、鉄刀子 1 点、三累環頭 2 点、正福寺遺跡出土どんぐり入り編みカゴ 1 点、筑後国府跡出土 土器(東限大溝出土) 7 点、「守館」銘墨書き土器 1 点、イスラム器 2 点、筑後国分寺跡出土 軒丸瓦(創建期) 1 点、軒平瓦(創建期) 1 点	32
3	3/8~6/30	九州歴史資料館	企画展	筑後国府跡出土イスラム陶器 5 点、墨書き土器 3 点、緑釉香炉 1 点	9
4	6/14~6/29	え～るピア	企画展	正福寺遺跡出土遺物	33
5	6/9~9/16	愛知県立陶磁資料館	企画展	筑後国府跡 緑釉花蝶文香炉	2
6	9/22~11/11	吉野ヶ里歴史公園	企画展	良積遺跡出土資料他、市内出土弥生時代資料	138
7	10/8~1/31	沖縄県立博物館	企画展	正福寺遺跡出土玉類他、市内出土玉類資料	65
8	11/9~11/13	安武校区コミュニティセンター	出前展示	海津城跡出土資料	16
9	1/25~4/12	有馬記念館	企画展	城下町出土ミニチュア資料	112
10	2/8~7/20	島根県立古代出雲歴史博物館	企画展	隈山 2 号墳、西行 16 号墳出土遺物	190
合 計					603

### ②資料の掲載

当センターの収蔵資料を印刷物に掲載する申請が9件55点提出された。

この申請について全てを許可した。

	申請者	掲載品名	点数	掲載書名・内容
1	国際文化財(株)	両替町キリシタン瓦	2	H P掲載
2	個人	筑後國府跡第179次調査写真	1	論文掲載
3	島根県立出雲博物館	隈山古墳・西行古墳群調査風景・出土遺物写真	7	展示図録掲載
4	有馬記念館	城下町出土ミニチュア資料	1	ミニチュア雑道具の世界
5	個人	良積遺跡 方格規矩鳥文鏡	1	卒業論文
6	愛知県立陶磁資料館	緑釉香炉	1	展示図録掲載
7	吉野ヶ里遺跡歴史公園	市内出土遺物・遺跡画像	40	展示図録掲載
8	株式会社 同成社	良積遺跡 方格規矩鳥文鏡	1	『東アジアの銅鏡と弥生社会掲載』
9	個人	筑後国分寺想像図	1	『八間屋村沿革史』

合計 55

### ③資料の閲覧

18件の閲覧申請があり、館内特別閲覧の許可を行なった。

	閲覧者 または 団体名	目的	日付	資料名
1	個人	資料調査	4月12~13日	国分寺瓦
2	個人	資料調査	4月23日	市内出土青銅鏡
3	吉野ヶ里歴史公園	資料調査	4月27日	良積遺跡・水分遺跡他、市内出土弥生時代資料
4	個人	資料調査	5月2日	正福寺遺跡出土アミカゴ
5	個人	資料調査	5月2日	発掘調査報告書

6	個人	資料調査	5月8日	発掘調査報告書
7	個人	資料調査	5月17~18日	ヘボノ木遺跡出土瓦
8	個人	資料調査	5月28~29日	筑後国府跡出土瓦
9	個人	資料調査	5月30日	良積遺跡14号甕棺出土鏡
10	個人	資料調査	9月11日	正福寺遺跡出土土器
11	個人	資料調査	9月25日	ガラス瓶
12	個人	資料調査	10月19日	市内出土土器
13	個人	資料調査	10月26日	市内出土土器
14	個人	資料調査	11月21日	良積遺跡方格規矩鳥文鏡
15	個人	資料調査	12月12日	正福寺遺跡出土編組製品
16	筑邦西中学校	総合的学習	1月30日	古墳出土資料
17	個人	資料調査	2月2日	久保遺跡・高三瀬遺跡出土資料
18	個人	資料調査	3月5日	筑後国府跡出土イスラム陶器

#### ④施設利用

センター内の団体による施設見学・展示案内と解説などは1件であった。

	見学者または団体名	目的	日付	人数
1	西国分小学校	総合学習	10月17日	50名
合計				50名

#### (4) 埋蔵文化財保存活用整備事業

平成30年度における国庫補助事業「地域の特性を活かした埋蔵文化財活用事業」として、筑後国府跡の再整理を実施した。再整理後のコンテナ数は、次のとおりである。

筑後国府跡（第43・60・155・165次）

・新規1種遺物収納パンコンテナ総数 29箱

(5) 図書類

◆寄贈図書

報告書・紀要・図録類：909 冊

◆購入図書

定期購読：『考古学ジャーナル』No.678～689（ニュー・サイエンス社）

『文化財発掘出土情報』通巻 431 号～442 号（株）ジャパン通信情報センター）

## IV. 文化財保存・整備事業

本年度に係る事業は、美術品の修復1件、建造物関連事業3件、歴史資料調査事業1件、史跡等の整備に係る事業2件、名勝・天然記念物保存事業2件を実施している。

### 1. 有形文化財・民俗文化財

#### (1) 収蔵資料補修事業

##### ①収蔵資料補修事業

平成30年度の収蔵資料補修事業は、覚「献上金預り置」他11点 付箋1点について実施した。補修はすべて熊本市の富永米山堂へ委託した。

覚「献上金預り置」は、三瀬郡宮本村の喜右衛門が、夜明組大庄屋である川原孫兵衛へ宛てた覚書ある。その他、11の文書と付箋1点が巻物として保管されていた。それぞれ、独立させ保管状態を改めること、今後の活用で展示しやすい形状であることを考慮して、方針を立てた。

事業は、平成30年6月15日から同年11月26日の期間で行った。

##### 現状の品質及び形状

形状 卷子装、本紙 楢紙（裏は楮紙にて裏打ち）、表紙 金茶地宝尽吉詳文緞子、

見返し 揉縮撤、紐 なし、題箋 なし、箱 あり

卷物 天地 31.0cm、全長 725.0cm、本紙 表のとおり、本紙数 12紙と1紙（別に付箋1紙あり）

巻次	丈 (cm) × 幅 (cm)	巻次	丈 (cm) × 幅 (cm)
見返		第7紙	15.6 × 44.5
第1紙	27.0 × 13.2	第8紙	16.9 × 63.0
第2紙	16.4 × 37.7	第9紙	20.0 × 55.8
第3紙	30.8 × 33.5	第10紙	27.0 × 35.8
第4紙	16.2 × 44.0	第11紙	16.6 × 61.7
第5紙	16.1 × 44.0	第12紙	27.2 × 147.7
第6紙	16.0 × 58.7	付箋	16.2 × 7.0

補修方針については以下のとおりとした。

- 1) 卷物の解装を行い、全13紙の内、12紙はマット装とする。最後の長い本紙1紙は簡易巻子装（表紙と軸は付けずに紙管に巻き、覆表紙で包み巻き紙箱に保存収納）とする。
- 2) マット装用本誌は、旧裏打紙の除去を行い、周りに和紙にて保護紙を付けて裏打ちを行う。
- 3) 簡易巻子装用本紙は旧裏打紙の除去を行い、周りに和紙にて保護紙を付けて裏打ちを行い、

折り伏せを入れる。天地のみ僅かに残し断ち仕上げる。

- 4) 中性紙の台紙、マット、表紙（和紙）を作り、此の間に挟みマット装とし収納保存を行う。
- 5) 台紙寸法は、2種類（40cm×50cmと30cm×70cm）とする。
- 6) マットの窓の大きさは本紙より少し大きく開ける。
- 7) 紙箱は合計4箱の新調を行う。（40cm×50cmの箱を1箱、約30cm×70cmの箱を2箱、約30cm×9cmの箱で簡易巻子装の箱を1箱）
- 8) 資料の出し入れを容易にするためにリフト（持ち上げ用の紐付きの台紙）を添える。
- 9) 収納は2箱以上に分けて納品する。

補修方法については、は以下のとおりとした。

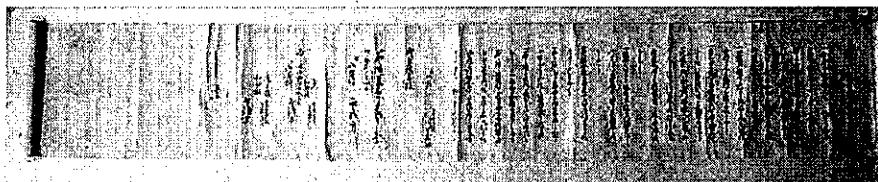
- 1) 本紙の紙質及び状態等の調査を行い、修理前の写真撮影を行うこと。
- 2) 埃・虫糞等の酸性化物を適切な方法で除去すること。
- 3) 本誌に似寄の補修紙を調達し、薄目に染めて調整を行う。
- 4) ゴアテックスにて加湿し、旧裏打紙の除去を行う。
- 5) 本誌欠損箇所については、調整した似寄りの補修紙にて補紙を行う。
- 6) 本誌裏に浄水を噴霧して湿らせ伸ばす。周りに保護紙をつけ和紙と新糊にて裏打ちを行い、プレス乾燥を行う。
- 7) 和紙と新糊にて裏打ちを行い、プレス乾燥を行う。
- 8) 糊の使用に際しては化学糊を使用しないこと。
- 9) 本誌寸法より少し大きめで中抜きを割り抜き、窓を開け角の面取りを行い、中抜きと台紙を和紙のヒンジで繋ぎ、和紙の表紙を付ける。
- 10) 本紙を所定の寸法に裁ち（保護紙を残しきめに化粧裁ちを行う）、台紙とマットの間に挟みコーナー（厚手の和紙製）で留め固定を行う。

仕上げの簡易巻子装においては以下のとおりとした。

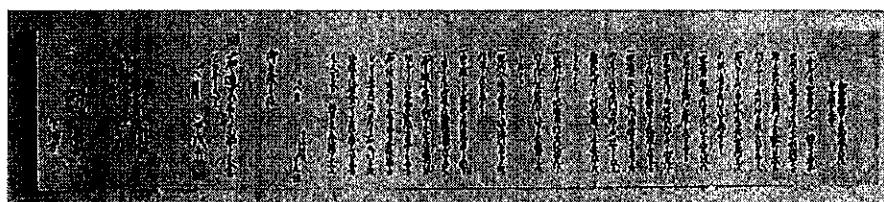
- 1) 本紙を湿して旧肌裏紙を除去して、虫損及び欠失箇所の縫いを補修紙にて行う。また、本紙の天地に和紙を足して、本紙寸法を大きくし保護紙とする。
- 2) 補修後、本紙を美濃氏と新糊にて肌裏打ちを行い乾燥させる。
- 3) 美濃紙と新糊にて俺の発生箇所及び将来発生すると思われる箇所に折り伏せ（美濃紙を細かく切ったもの）を入れ補強修理する。
- 4) 石州紙と混合糊（古糊と新糊を半々にしたもの）にて総裏打ちを行い仮張り乾燥させる。
- 5) 本紙を仮張りより外し、数珠にて裏摺りを行い、柔軟さと滑らかさを与える、再び空張り（湿さず）を行い充分に乾燥させる。
- 6) 本紙の仕上げに寸法の割り出しを行い、柔軟さと滑らかさを与える、再び空張り（湿さず）を行い充分に乾燥させる。
- 7) 石州紙と新糊にて合わせ調整を行い、八双竹と紐を付けて覆表紙を作る。

8) 本紙を仮張りより外し、周りに保護紙を残して断ち、一紙物として仕立て、紙管に巻き、さらに覆表紙に巻き込み簡易巻子装をして仕上げる。

第 12 紙修復前



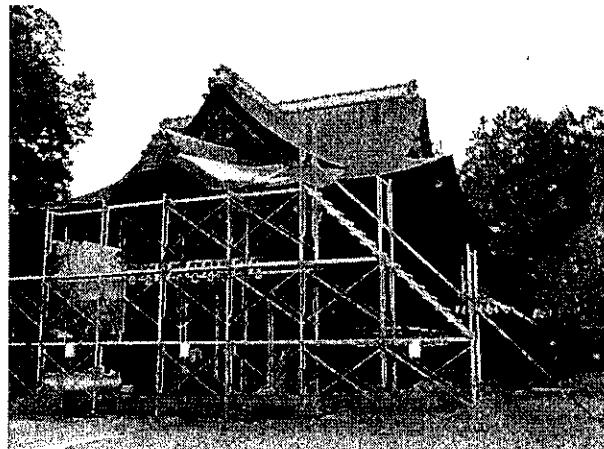
第 12 紙修復後



## (2) 建造物関連事業

### ①須佐能神社保存修理（屋根補修）事業

拝殿の檜皮葺き屋根の一部が破損し、雨漏りが発生した。これを補修するため、向拝周辺の檜皮差し替えを行った。事業期間は平成31年3月22日から同年3月29日までである。



### ②歴史的建造物等調査事業

平成30年度には、日本福音ルーテル久留米教会、久留米大学本館、遥拝台の3カ所について記録保存調査を実施した。このうち日本福音ルーテル久留米教会は登録有形文化財（建造物）への答申が出ている。なお、寺町の寺院建物群については平成25年度から継続調査を行い、17カ寺院の内11カ寺院の調査を終了している。

## (3) 史料調査事業

### ①高良大社歴史資料調査事業

国庫補助事業として平成29年度より3カ年計画で実施する。高良大社歴史資料の悉皆調査及び保存整備を目的として事業を推進し、平成31年度に報告書を刊行する。事業2カ年目となる平成30年度には、美術工芸品、考古資料及び近代文書（昭和戦前期）について、クリーニング・調書作成・概要写真撮影及び目録作成を実施した。また、幣殿・拝殿の天井絵についてもクリーニング及び調書作成を行った。

## 2. 記念物

### （1）史跡等の整備に係る事業

### ①筑後国府跡歴史公園整備事業

平成 30 年度は、次年度用地取得に向けた継続交渉を実施するとともに、同意が得られた用地について物件調査及び土地測量を実施した。また、平成 30 年 6 月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が公布されたため、法務局と連携しつつ、一部の相続未了地について所有者探索を進めている。なお、現在の公有化面積は、36,174.62 m<sup>2</sup>（台帳及び実測面積）で、国・市有地を含めると公有化率は、85.71%である。

### ②史跡筑後国府跡保存活用計画策定事業

2 カ年の国庫補助事業として平成 30 年度に着手し、地形図作成及び委員会審議を行った。

計画検討の基礎資料となる地形図作成については空中写真測量によるものとし、30ha を対象に実施した。また、地図情報レベルは 1000 とした。なお、指定地内に関しては地形補備測量を実施し、地形変換点や標高点についてより詳細なデータ収集を行い、地形図に反映させた。委員会は平成 31 年 3 月 19 日に、第 1 回目の委員会を開催した。市が作成した計画書案をもとに、「計画書の構成」、「計画策定の沿革」、「史跡を取り巻く環境」、「史跡の概要」、「史跡の価値と構成要素」について審議を行った。

次年度は、委員会審議を継続し、計画書の編集及び印刷製本を実施する。

### ③史跡下馬場古墳石室内環境調査

本調査は保護施設の老朽化による石室内への温湿度の影響と、将来の古墳公開のあり方を考えるための基礎データ取得を目的とし、東京文化財研究所の協力を得て、平成 26 年 9 月から平成 30 年 4 月に実施した。結果、温度変化に関しては、外気と比較して覆屋及び石室内は非常に安定していることが判明した。相対湿度は、石室内は常に湿度が高い状態であり、玄室天井部は外気の影響を受けにくく、その傾向が顕著である。一方、覆屋入り口付近は外部の影響を受けやすいことも把握できた。表面温度については、データロガーの電圧低下により一部データが欠損していた。このため、平成 30 年度、令和元年度に補足調査を実施する。

## （2）名勝・天然記念物保存事業

### ①県指定天然記念物「善導寺の大クス」再生事業

平成 28 年 9 月 2 日未明、幹の腐朽、梢端・枝端の枯損により幹・枝が折損した。平成 29 年度に樹勢回復を図るために 4 カ年計画で再生事業に着手した。事業 2 年目の平成 30 年度には、北西主幹の開口腐朽部の洗浄、焼入れ及び墨石液塗布を実施した。また、ヤドリギの抜根と、危険太枝・中枝及び枯枝の剪定を行った。

### ②県指定天然記念物「柳坂曾根のハゼ並木」剪定事業

例年 1 月下旬から 2 月上旬に実施しており、30 年度は 1 月 29 日に地元団体である柳坂曾根のハゼ並木保存会、県立筑水高等学校が剪定作業を行い、文化財保護課が剪定枝の回収及び廃棄を担当した。

## V. 文化財管理事業

### 1. 文化財保護団体育成補助事業

文化財保護課では、地域の文化財を保護育成するため、文化財保護団体や地域活動団体等へ補助金を交付している。

平成30年度は、13団体に補助金を交付した。

#### (1) 文化財保護団体(10団体)

①大善寺玉垂宮鬼夜保存会	重要無形民俗文化財「大善寺玉垂宮の鬼夜」管理団体
②花火動乱蜂保存会	県指定無形民俗文化財「動乱蜂」管理団体
③北野天満神社神幸行事保存会	県指定無形民俗文化財「北野天満神社神幸行事」管理団体
④草野風流保存会	市指定無形民俗文化財「須佐能袁神社の神幸祭」管理団体
⑤若宮八幡宮神幸祭実行委員会	市指定無形民俗文化財「若宮八幡宮の神幸祭」管理団体
⑥御井町風流保存会	市指定無形民俗文化財「御井町風流」管理団体
⑦八丁島の御供納	市指定無形民俗文化財「八丁島の御供納」管理団体
⑧満月会保存会	市指定無形民俗文化財「十五夜さん大綱引き」管理団体
⑨高良山同志会	市指定無形民俗文化財「高良山獅子舞」管理団体
⑩柳瀬獅子舞保存会	市指定無形民俗文化財「柳瀬おくんち獅子舞」管理団体

#### (2) 研究会・文化財を活かした地域活動団体(3団体)

- ①久留米郷土研究会
- ②山川校区郷土研究会
- ③田主丸郷土会

### 2. 文化財施設・史跡等管理事業

文化財保護課が所有している施設及び指定史跡を4団体及び個人1名と随意契約にて管理委託し、指定史跡2箇所の草刈りについては、指名競争入札により業者に業務委託している。

#### (1) 指定文化財の管理業務

##### 【個人委託】

- ・大善寺旧庫裡 市指定有形文化財(建造物) 旧庫裡の施錠管理、清掃、点検。個人

##### 【団体委託】

- ・浦山古墳 国指定史跡 保存庫の施錠管理、見学者の応対。成田山久留米分院
- ・高良山神籠石 国指定史跡 高良山神籠石の清掃、見回り点検。高良大社
- ・日輪寺古墳 国指定史跡 保存庫の施錠管理、見学者の応対。日輪寺

- ・目安町の一里塚 市指定史跡天然記念物 市有地の草刈り、清掃。年3回実施 目安町自治会  
【業者委託】
- ・筑後国府跡 国指定史跡 市有地の草刈り、清掃。年4回実施
- ・安国寺甕棺墓群 国指定史跡 市有地の草刈り、清掃。年4回実施

## (2) 歴史公園管理業務

以下の施設の管理業務について、地域団体等に委託している。

- ・おおはし歴史公園 県指定有形文化財（建造物）である石浦大橋を含む公園の日常管理・清掃、草刈り、公衆用トイレの清掃
- ・御塚・權現塚史跡の広場 国指定史跡である御塚古墳、權現塚古墳と公園の日常管理・清掃、草刈り、公衆用トイレの清掃
- ・大塚古墳歴史公園 国指定史跡である田主丸大塚古墳と歴史公園の日常管理・清掃、草刈り、公衆用トイレの清掃

## 3. 防犯・防災事業

### (1) 文化財防火デー

文化財愛護に関する意識の高揚を図る目的として、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めており、例年、久留米市でも関係機関とともに訓練を実施している。平成30年度の実施概要は次のとおりである。

日 時：平成31年1月20日（日）9時30分～10時30分

場 所：久留米文化財収蔵館（久留米市諏訪野町1830番地6）

主 催：文化財保護課

参加者：久留米消防署、地元消防団（第2分団）、坂本繁二郎生家保存会スタッフ、文化財保護課  
株式会社倉重ポンプ商会（動力ポンプ、エンジン操作の補助）

内 容： 9:30 スモークマシーン作動、非常ベル作動、初期消火、119番通報

9:40 消防車到着（6台）

9:45 放水、3階北側ベランダからの救出作業

10:00 撤収作業

　　あいさつ（文化財保護課長）、講評（消防）

10:15 解散 解散後、消火器及び動力ポンプ使用法訓練（対象：文化財収蔵館職員）

### (2) 防災施設設置及び管理事業

文化財を火災から守るために防災施設の保守点検等に関する補助金を交付している。

平成30年度は、次のとおり補助金を交付した。

・高良大社本殿他	重要有形文化財	防災設備保守点検事業	高良大社
・善導寺木造善導大師坐像他	重要有形文化財	防災設備保守点検事業	善導寺
・専念寺木造阿弥陀如来立像	重要有形文化財	防災設備保守点検事業	専念寺
・無量寺木造阿弥陀如来立像	重要有形文化財	防災設備保守点検事業	無量寺
・国分寺地蔵來迎図板碑	県指定有形文化財	防災設備保守点検事業	国分寺
・朝日寺木造神子栄尊坐像	県指定有形文化財	防災設備保守点検事業	朝日寺
・須佐能袁神社本殿、拝殿及び楼門	県指定有形文化財	防災設備保守点検事業	須佐能袁神社
・鹿毛家住宅	県指定有形文化財	防災設備保守点検事業	個人
		防災設備小修理	個人
・上野家住宅御成間	県指定有形文化財	防災設備保守点検事業	個人

この他、福岡県文化財保護課を通じて依頼があった文化財の防犯に関する注意喚起を行った。

## VI. 歴史博物館整備検討事業

昭和 58 年（1983）4 月に設置した久留米文化財収蔵館を中心に、博物館資料の調査・収集・保存・活用を進めている。

資料の収集は、寄贈 19 件（5,030 点）、購入 1 件、採集 6 件（58 点）であった。

資料の活用は、貸出 10 件（120 点）、印刷物掲載等 41 件（125 点）、これ以外に研究利用等を目的とした閲覧や写真撮影 22 件（102 点）にも対応している。

### 1. 資料の収集・保存

#### （1）収集

##### ①寄贈

資料群名	時代	寄贈者	数量(点)
竹村家資料（第 5 次）	昭和戦前期	竹村 逸彦	9
山崎晴規家資料		山崎 晴規	2
江崎家資料（第 2 次）		江崎 幸一	41
上野健三郎家資料（第 4 次）		上野 健三郎	28
厨家資料（伝来古文書）		厨 富美子	1,982
厨家資料（近代資料）		厨 富美子	2,597
厨家資料（美術工芸第 2 次）		厨 富美子	16
辻（旧姓金原）美禰子家資料		辻 美禰子	5
平川良栄関連笠原家資料		笠原 泰淳	9
増岡家資料		増岡 信隆	6
徳川家斉黒印状（御内書）		吉田 希久榮	1
渡辺時雄家資料		渡辺 時雄	14
近澤家資料		近澤 康治	220
青木照夫家資料（第 4 次）		青木 照夫	2
倉富一博家資料（第 1 次）		倉富 一博	2
辻（旧姓金原）美禰子家資料（第 2 次）		辻 美禰子	4
池上廣家資料（第 2 次）		吉田 清明	28
資料群名	時代	寄贈者	数量(点)
平川良栄関連平川家資料		平川賢二・岡谷貴久	55
堤康則家資料		堤 康則	9

②購入

資料名	時代	数量(点)
田中忠政書状	江戸時代	1
久留米藩參政不破美作書状	江戸時代	15
筑後国三潴郡坂井村文書	江戸時代	200余
竹野郡田主丸豪商手津屋正助宛壳仕切覚	江戸時代	7
久留米藩分限帳	江戸時代	1
真木保臣書幅	江戸時代	1
久留米商工会議所写真帖	昭和戦前期	1
有馬頼元知行宛行状	江戸時代	1

③採集

資料名	時代	数量(点)
軍用手票（ペソ並び円）および法幣	昭和戦前期	34
久留米観光地図等	昭和戦後期末	20
従軍記念杯	昭和戦前期	1
竜胆車紋様入飾幕	昭和戦前期	1
絵葉書「総監部」		1
横矧板鉄留短甲	古墳時代中期	1

④刊行物

- 寄贈図書：125 冊
  - 定期購読： 24 冊
- 『月刊文化財』No.655～666 (第一法規株式会社)  
 『博物館研究』Vol. 53・No. 4～Vol. 53・No. 3 (公益財團法人日本博物館協会)

(2) 保存

①燻蒸

- 田主丸古文書収蔵庫 (久留米市田主丸町田主丸 770-1)

期 間：平成 30 年 8 月 5 日～6 日

場 所：古文書収蔵庫 ( $129.6 \text{ m}^3 \times 3.2 \text{ m} = 414.72 \text{ m}^3$ )

薬剤等：殺虫・殺卵・殺菌を目的として、燻蒸薬剤ブンガノン (シフェノトリン+液化炭酸ガス)

を使用

・南町文化財収蔵庫（久留米市南1丁目8-1）

期 間：平成30年8月4日

場 所：2階収蔵庫A ( $100.8\text{ m}^3 \times 2.7\text{m} = 272.16\text{ m}^3$ )

2階収蔵庫B ( $92.96\text{ m}^3 \times 2.7\text{m} = 250.992\text{ m}^3$ )

2階収蔵庫C ( $46.48\text{ m}^3 \times 2.7\text{m} = 125.496\text{ m}^3$ )

3室合計  $648.648\text{ m}^3$

薬剤等：殺虫・防虫を目的として、殺虫・殺卵・殺菌を目的として、燻蒸薬剤ブンガノン（シフェノトリン+液化炭酸ガス）を使用

## 2. 資料の活用

### (1) 貸出 (120点)

期間	機関名	目的	資料名等	数量
4月1日～ 3月31日	久留米市 人権啓発センター	人権啓発センター常設展示室	太鼓	1
4月17日～ 8月31日	公益財団法人 有馬記念館保存会	平成30年度企画展「大名有馬 家の武具甲冑で」展示	桐花透し鍔など	4
6月10日	久留米市立江南中学校	平和学習ため	雑叢、爆弾破片他	8
6月20日～ 6月27日	個人	福岡空襲の体験発表	雑叢ほか	2
6月21日～ 6月27日	久留米市立鳥飼小学校	平和学習のため	久留米空襲爆弾片他	2
7月13日～ 7月17日	個人	久留米空襲について学ぶため	雑能他	4
7月25日～ 7月27日	読み聞かせボランティア「おはなし隊」	わいわいキッズでの読み聞かせ	紙芝居 二つの弾片	1
9月21日～ 1月8日	公益財団法人 有馬記念館保存会	平成30年度企画展「大名有馬 家臣団Ⅱ-久留米幕末維新-」で 展示	報国日誌上之巻他	42
10月22日～ 11月1日	久留米市立屏水中学校	教材として	ちきり・分銅	7

1月 25 日～ 14月 12 日	公益財団法人 有馬記念館保存会	平成 30 年度企画展「ミニチュ アひな人形」で展示	唐草龍胆車紋蒔繪手 箱 他	42
2月 21 日～ 9月 30 日	久留米市美術館	久留米縞調査 「没後 50 年坂本繁二郎展」	絵画モチーフ(鼓胴) 他	4
2月 21 日～ 3月 29 日	久留米市美術館	久留米縞調査 「没後 50 年坂本繁二郎展」	トランク 他	3

合計 120 点

(2) 印刷物掲載等 (125 点)

許可日	申請機関等	目的	資料名	点数
4月 11 日	個人	調査及び学習会使用のため	久留米祇園祭礼之 図他	11
5月 30 日	個人	論文作成のため	金錢貸借計算簿	1
6月 27 日	個人	新聞記事作成のため	明治 22 年福岡県 下水害図 昭和 10 年水害写真 他	4
7月 2 日	熊本県民テレビ	「モッちゃんTV」で放送	S25 明治通りの拡 幅写真(カメとら 115 ページ)	1
7月 3 日	個人	学習会資料として	コレラ獸の図	1
7月 25 日	クルメスタイル	くるめすたいる 8 月号掲載のため	切子	7
8月 1 日	個人	情報誌『ジオ楽間』掲載のため	昭和 28 年水害写 真	4
8月 6 日	個人	学会誌への投稿	旧久留米市庁舎ヲ イオン像	2
8月 7 日	個人	論文作成のため参考文献として使用する ため	娼妓所得金日記帳	1
8月 7 日	テレビ西日本報道部	報道番組作成のため	明治 22 年福岡県 下水害図	1
8月 28 日	八女市岩戸山歴史 文化交流館	歴史講座のチラシに掲載するため	地球儀	1
9月 13 日	フォーネット	月刊「フォーネット」10 月号掲載のため	ドイツ人俘虜関係 画像 他	3

9月 19 日	筆界調査員土地家屋調査士	筆界特定事件(平成 30 年 5 月 10 日 第 80 号)にて使用	地目変換地地価修正届 明治 30 年 国分(6-11-73)	1
9月 28 日	株式会社ノーマ・ジーン	地域情報誌「ノーマ・ジーン」に掲載	牛島謹爾肖像写真	1
10月 2日	佐賀県産業労働部 ものづくり産業課	展示会「SAGA ものづくり夢ラボ」解説パネル	弓曳き童子画像 (機械遺産の写真)	1
10月 5日	筆界調査員土地家屋調査士	筆界特定事件(平成 30 年 5 月 10 日 第 80 号)にて使用	国分村地盤図明治八年十月(6-11-2)	1
10月 9日	株式会社 夢の設計社	河出書房新社刊のKAWADE夢文庫シリーズ『九州の城下町を古地図で歩く本』の本文ページに、読者理解を助けるために掲載	天保時代久留米城下図	1
10月 15 日	朝日新聞佐賀総局	朝日新聞(10月 24 日朝刊)「佐賀幕末維新のことば」に掲載	田中久重夫妻湿板写真	1
10月 17 日	南薰校区まちづくり振興会	記念誌の発行のため	南薰校区内遺跡発掘調査状況写真他	2
11月 2日	個人	図書館郷土史講座資料に掲載する	戸田熊次郎「江戸勤番中控 但往来共ニ	2
11月 6日	公益財団法人 有馬記念館保存会	平成 30 年度企画展(ひな人形)	ひな人形	42
11月 8日	株式会社 西広 代表取締役社長 萩原 俊夫	パンフレットに掲載するため	久留米城遠景写真 (明治6年頃)	1
11月 14 日	善導寺コミュニティセンター	文化祭展示のため	善導寺本堂前での祭りの日の集合写真他	6
11月 15 日	個人	日本人形玩具学会会誌「人形玩具研究」第29号(平成31年3月23日刊行予定)に掲載	ひな道具 庵厨具	1

11月30日	TNCテレビ西日本	報道番組で使用	写真データ	4
11月30日	TNCテレビ西日本	報道番組で使用	写真データ	1
12月6日	毎日新聞 高芝菜穂子	新聞記事作成のため	写真 筑後川鉄橋と帆船(大正2年) (カメどら48p)	1
12月22日	TNCテレビ西日本	報道番組で使用	写真データ	3
1月4日	読売新聞西部本社 文化部	新聞連載「維新150年」の紙面を書籍に 転載	田中久重の肖像写 真	1
1月15日	東芝未来科学館 館長 岩切貴乃	5周年企画展示イベント告知チラシへの 掲載のため	文字書き人形写真	1
1月17日	個人	新聞報道で使用のため	昭和28年水害写 真他	2
1月24日	個人	講座「御井町・道の記憶」に使用	府中町旅籠蛭子屋 看板	1
2月4日	個人	Wikipediaの田中久重の項目に写真を追 加するため	弓曳き童子写真・ 文字書き人形写真 各1点、弓曳き童 子DVD1点	3
2月15日	株式会社 農業技術通信社	雑誌「農業経営者」への掲載	牛島謹爾肖像写真 他	2
2月25日	大分朝日放送	大分県朝日放送「九州をゆく」で放送(平 成31年3月9日午後6時30分~)	写真「特許絹国武 合名会社工場内 部」	1
2月25日	久留米古文書を読 む会 代表 古賀 正美	『久留米大学文学部紀要』国際文化学科 第三十四号に掲載	「御郡方、川方、吟 味御目付勤方、年 番方、小物成、山 方、締方御別用銀 取計、受持御郡奉 行勤方、町奉行中 勤方、御銀方勤 方、御普請方 午 七月 西原」	1

2月 26 日	個人	八間屋村沿革史作成	久留米近傍図之二	1
3月 6 日	個人	八間屋村沿革史作成	国分村地図	1
3月 8 日	個人	日本ばね技術遺産選考委員会への申請 のため	弓曳き童子写真・ 文字書き人形写真 各1点	2
3月 20 日	個人	八間屋村沿革史作成	字図上津荒木村・ 大字荒木の内	1
3月 26 日	クルメスタイル	くるめすたいる4月号掲載のため	日本商工業別明細 図久留米市	1

## VII. 文化財の活用・周知普及

### 1. 公開・活用事業

#### (1) 久留米市立六ツ門図書館展示コーナー

平成 22 年 10 月、久留米市立中央図書館西分館が「くるめりあ六ツ門」5 階に移転し、六ツ門図書館として開館した。この館内に展示コーナーが設置され、当課が運営を担当している。

同展示コーナーは、100 m<sup>2</sup>を常設展、168 m<sup>2</sup>を企画展のスペースとする。常設展は、造り付けの居間および台所に、家具や生活用品などを揃えて、昭和 30 年代の暮らしの風景を再現している。企画展は、平成 30 年度は当課主催 2 回、他部局主催 3 回を開催した。

平成 30 年度企画展一覧

No.	展示会名	会期	来場者数(人)
1	世界人権宣言展	4月6日～4月22日	196
2	防災展	4月25日～6月17日	1,163
3	濁流天に満つ 筑後川水害とくるめの人々	7月7日～9月24日	4,403
4	上下水道とわたしたちのくらしの関わり	10月10日～11月4日	523
5	むかしのくらし展 学校のたからもの 2	11月23日～3月24日	6,741
6	常設展示	4月1日～3月31日	368
総入館者数			13,394

\* 主催は、1 は協働推進部人権啓発センター、2 は都市建設部（平成 31 年度より総務部所管）防災対策課、4 は上下水道部営業管理課、3・5・7 は文化財保護課

\* 常設展示「昭和 30 年代のくらし」（上記 1～5 の会期以外）

## (2) 久留米市埋蔵文化財センター

### ①企画展

- ・三潴校区の歴史展

会 場：三潴生涯学習センター

期 間：平成 31 年 2 月 15 日（金）～2 月 28 日（木）

見学者数：314 名

### ②体験イベント

- ・協賛イベント

◆『みづま祭り』一勾玉をつくろう

会 場：水沼の里 2000 年記念の森公園

期 日：平成 30 年 11 月 3 日（土）・4 日（日）

内 容：古代体験、勾玉づくり

参加者数：200 名

## (3) 坂本繁二郎生家活用事業

坂本繁二郎生家は、近代洋画の巨匠である坂本繁二郎の生家であるのと同時に久留米市に唯一残る武家屋敷である。その地域的重要性を検討して平成 15 年 7 月に久留米市有形文化財（建造物）に指定された。平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間をかけて修理復原工事を行い、平成 22 年 5 月 1 日から一般公開をしている。生家では、年間を通じて様々な体験講座を開催しており、文化財の周知普及に努めている。

【年間来場者数】6,132 人（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

【開館日数】306 日 1 日平均来場者数：27 人（小数点以下四捨五入）

### <季節行事>

七夕まつり	期間：平成 30 年 7 月 7 日（土）～8 月 5 日（日） 対象：一般 入場料：通常通り（短冊を飾りに来た場合は無料） 内容：願い事を書いた短冊を笹竹に飾る。	465 人
ひなまつり	日時：平成 31 年 1 月 29 日（火）～3 月 31 日（日） 対象：一般 入場料：通常通り 内容：坂本家に伝わる雛人形を展示し、期間中に体験事業・生誕記念コンサート・お茶会を実施。	1,480 人

### <お茶会>

お茶を楽しむ会	日時：平成 31 年 3 月 31 日（日）10 時～15 時 主催：江戸千家久留米不白会 共催：文化財保護課 対象：一般 茶券：一般 500 円、中学生以下 300 円 ※入場料（団体料金）を含む。	104 人
---------	--	-------

<ミニコンサート>

七夕ナイト	日時：平成 30 年 7 月 21 日（土）19 時～21 時 演者：久留米落語長屋 代表 四ヶ所 十郎 氏 対象：一般 入場料・参加費：無料 内容：生家の庭を竹燈籠とペットボトルキャンドルで彩る。 19 時 30 分から 1 時間 30 分程度、怪談噺の落語寄席を行う。	91 人
生誕記念 コンサート	日時：平成 31 年 3 月 16 日（土）14 時～15 時 演者：有村純親 with 音楽集団「E オケ」 対象：一般 入場料・参加費：無料 内容：繁二郎の生誕を記念した合奏・合唱を聴く。	105 人

<体験事業>

茶レンジ！ こども茶会	日時：平成 30 年 6 月 23 日（土）10 時～12 時 講師：森田 宗尚 氏 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：お茶の作法について先生から学ぶ。	39 人
流しそうめんを 食べよう	日時：平成 30 年 8 月 19 日（日）10 時～12 時 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：青竹で箸と器を作つて、地元住民と一緒に流しそうめんを 食べて楽しむ。	150 人
餅つき大会	日時：平成 30 年 12 月 16 日（日）10 時～12 時 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：地元住民とともに、餅つきをして、ついた餅を食べる。	荒天 中止
芸術書道	日時：平成 31 年 1 月 26 日（土）10 時～12 時 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：楷書を崩して思い思いのデザインに仕上げる。	16 人
けん玉で遊ぼう	日時：平成 31 年 2 月 16 日（土）14 時 00 分～16 時 00 分 講師：横道 勝紀 氏 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：けん玉を使った様々な遊びを体験する。	18 人

#### (4) 平成30年度久留米市収蔵資料展「行きかう、にぎわう ー交流拠点都市の系譜ー」

久留米地域は、古代以来、政治経済・文化交通の要衝として発展してきた。その長い歴史とともに生み出され、残されてきた多様な歴史資料の数々を、「陸の道、河川の道」「行きかうモノ・人・文化」「都市のあゆみ」をキーワードに公開し、交流拠点都市としての久留米の歴史を紹介した。

- ・期 間 平成30年8月25日（土）～9月3日（月） 10時～17時 \*会期中無休
- ・会 場 久留米シティプラザ2階 展示室2
- ・参加者 688名
- ・入場料 無料
- ・からくり人形の実演 8月25日、9月4日 14時～（各回20分程度）

#### (5) 第6回からくり儀右衛門大賞小中学生創作作品展

郷土の偉人、「からくり儀右衛門」こと田中久重の業績を顕彰し、「ものづくりのまち久留米」の次代を担う久留米市の全小・中学校の児童・生徒に、創作の喜びを体感することを促すことを目的とする。「久留米市理科作品展」に出品された創作部門の作品の中から、「からくり儀右衛門大賞」として、市長賞、教育長賞、久留米工業大学賞の受賞作品を選考。受賞作品は六ツ門図書館展示コーナーを会場として展示会を開催した後、くるめりあ6階のみんくるにて表彰式を行った。

- ・期 間：平成30年9月13日（木）～9月17日（祝・月）
- ・会 場：六ツ門図書館展示コーナー
- ・見学者数：237名
- ・表彰式：平成30年9月17日（祝・月） 15時30分～16時00分
- ・からくり人形実演：平成30年9月17日（祝・月） 11時30分～、13時30分～

#### (6) 歴史探訪「久留米市南西部の城跡を巡る」歴史探訪バスツアー

平成29年度末に高良山で実施した「攻める！戦国高良山」イベントが好評であったため、30年度も再び戦国時代にスポットを当て、久留米市南西部の城跡を中心に巡った。

- ・期 日 平成30年11月11日（日） 9:00～12:15
- ・参加者 29名
- ・参加費 無料
- ・行 程 ①海津城跡、②下田城跡、③城島城跡、④西牟田土墨跡などを見学。

## 2. 協働・支援活動

### (1) 出前講座

市民向け講座として実施している「出前講座」は、全庁的に取組んでいる制度で、文化財保護課では「私のまちの歴史と文化財」「歴史を体験」の2つのメニューを受け持っている。

#### ①私のまちの歴史と文化財

開催回数：28回

受講人数：731名

主な内容：校区コミュニティセンター主催の講座や市民団体、学校を中心に、校区の歴史、久留米市の歴史、またテーマを設けて講座を開催。

②歴史を体験

開催回数：6回

受講人数：193名

主な内容：小学校や校区コミュニティセンターにおいて、勾玉作り、注連縄づくりの体験学習を開催。

(2) 学芸員実習受け入れ

受入期間：平成30年8月16日～24日（うち7日間）

受入人数：久留米大学3名

受入施設：久留米文化財収蔵館、久留米市埋蔵文化財センターほか

3. 刊行物

(1) 久留米市文化財調査報告書

15冊の文化財調査報告書、および平成28年度分の文化財保護課年報を刊行

第401集 『玉満松木ソノ遺跡 - 第2・3・4次発掘調査報告 -』 平成30年9月

第402集 『天神免遺跡 - 第1・2・3次調査 -』 平成30年9月

第403集 『白川遺跡（久留米俘虜収容所跡） - 第11～17次発掘調査報告 -』 平成30年12月

第404集 『東野亭焼窯跡』 平成31年1月

第405集 『平成30年度久留米市内遺跡群』 平成31年3月

第406集 『高三瀬遺跡 - 第6～8次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第407集 『久留米城下町遺跡 - 第27次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第408集 『久留米城下町遺跡 - 第28次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第409集 『久留米城下町遺跡 - 第29次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第410集 『大木下遺跡 - 第1次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第411集 『白川遺跡（久留米俘虜収容所跡） - 第18次発掘調査報告 -』 平成31年3月

第412集 『久留米市埋蔵文化財調査集報XIX』 平成31年3月

久留米市文化財保護課年報 Vol. 14『平成29年度版』 平成31年3月

(2) その他の刊行物

①歴史散歩

久留米市では、市民向けに郷土の文化財を解説する冊子を作成している。30年度は、No.44として『梅林寺 有馬家靈屋』を刊行した。

②文化財マップ

文化財マップは、小学校校区毎の文化財の位置と解説を入れたもので、30年度は、「安武校区の文化財マップ」を作成した。

### ③収蔵館ニュース

久留米市文化財収蔵資料の調査・収集・保存・活用について紹介するため、平成元年度より年1回発行。同17年度に『仮称 久留米歴史博物館準備だより』より改題。平成30年度は第15号を発行（改題通算41号）。

### ④筑後国府跡ガイドマップ

筑後国府についてより理解を深めるため、ガイド・散策マップを作成した。

### （3）文化財説明板作成設置

平成30年度は「森部平原古墳群」、「日吉神社のクス」、「上野家住宅御成間・上野家庭園」、「山本郡・御井郡郡界標」の4件について、実施した。

- 田主丸町「森部平原古墳群」・・・県指定史跡。説明板の撤去及び新設。
- 田主丸町「日吉神社のクス」・・・市指定天然記念物。標柱の新設。
- 山本町「上野家住宅御成間・上野家庭園」・・・県指定建造物、市指定名勝。説明板の改修。
- 山本町「山本郡・御井郡郡界標」・・・市指定有形民俗文化財。説明板の改修。

## 報告（2） 令和元年度の事業概要

### I. 文化財保護課の体制

久留米市		〒830-8520 久留米市城南町15-3 bunkazai@city.kurume.fukuoka.jp			
		課長	チームリーダー	事務職	専門職
市長 大久保 勉	文化財保護課	埋蔵文化財 課長補佐 久保田 由美			主査 水原 道範 事前確認 事務主査 塙本 映子 事務主査 小澤 太郎 熊代 昌之 西町発掘調査事務所 江頭 俊介 西 拓巳 小川原 励 大隈 彩未 長谷川 桃子 米澤 美詠子(専) 宮崎 彩香(専) 今村 理恵(専)
副市長 中島 年隆 森 望					
教育長 大津 秀明 0942-30-9000					
市民文化部 (市長部局) 市民文化部長 宮原 義治 文化芸術担当部長 竹村 政高 市民文化部次長 西村 信二	課長兼埋蔵文化財 センター所長 水島 秀雄				本田 岳秋 江島 伸彦 神保 公久 穴井 綾香 廣木 誠 原口 花恵 文化財収蔵館 寺崎 勝美(嘱) 石橋 久美子(専) 川崎 裕佳(専) 六ツ門図書館展示コーナー 中村 吉文(再) 二村 智治(嘱)
文化財保護課 0942-30-9225 (埋文) 0942-30-9322 (保存) 0942-30-9323 (管理) FAX 0942-30-9714		文化財保存活用 課長補佐(兼)主査 丸林 穎彦			
埋蔵文化財センター 0942-34-4995 FAX 0942-34-5045					
文化財収蔵館 0942-38-6194 FAX 0942-34-5045		文化財管理 課長補佐(兼)主査 白木 守	事務主査 岡崎 明美 市村 久美子 倉吉 孝道 石松 真知 内堀 一弘 箔谷 綾(任) 野間 華(任)		
西町発掘調査事務所 TEL/FAX 0942-37-7687					
六ツ門図書館展示コーナー 0942-27-9281 FAX 0942-27-7281					
有馬記念館 TEL/FAX 0942-39-8485	(公財)久留米絹技術保存会 事務局長 水島 秀雄	事務局次長 丸林 穎彦	大藪 住江		
	(公財)有馬記念館保存会 事務局長 水島 秀雄	事務局次長 白木 守	岡崎 明美 内堀 一弘	神保 公久 穴井 綾香 原口 花恵	

(再)は再任用職員、(嘱)は嘱託職員、(専)は専任非常勤職員、(任)は任期付非常勤職員の略。

## II. 埋蔵文化財調査事業

### 1. 事前確認及び発掘調査事業

ここ数年民間開発に伴う分譲・宅地造成・マンション建設に伴う発掘調査が依然として増加傾向にある。窓口での「埋蔵文化財包蔵の有無についての照会」(事前確認)は、例年前年比1.2倍と増加傾向にある。また、市街地の小学校建て替えに伴う調査も32年度まで予定されており、公共・民間事業共に減少の兆しは見られない。

7月現在発掘調査中および調査予定の遺跡

調査番号	遺跡名	調査期間	担当者
201901	高三瀬遺跡 第9次調査	平成31年4月8日～令和元年5月31日	大隈
201902	安武三反野遺跡 第5次調査	平成31年4月15日～	西
201903	筑後国府跡 第293次調査	令和元年5月30日～	小川原
201904	京隈侍屋敷侍屋敷遺跡 第31次調査	令和元年7月2日～	江頭
	筑後国府跡 第294次調査	令和元年8月～	大隈
	横道遺跡 第13次調査	令和元年8月～	長谷川
	高三瀬遺跡 第10次調査	令和元年9月～	小川原
	筑後国府跡 第295次調査	令和元年9月～	江頭

### 2. 埋蔵文化財センター

平成27年度より国庫補助事業「地域の特性を活かした埋蔵文化財活用事業」で、筑後国府跡の再整理を行っている。昨年度より推定国司館地区の出土品再整理に着手しており、3年計画の2年目にあたる今年度は、風祭地区南部・ギャクシ・井葉地区出土品の再整理を行う。また、久留米城下町遺跡第2次調査(両替町遺跡)についても出土品再整理を行う。

この他、30年度より始まった久留米市生涯学習センターとの共催事業として、えーるピア久留米市民ギャラリーを会場に「久留米の山城」展を6月15日(土)～同27日(木)の期間に開催し、あわせて会期中の23日(日)には講座「久留米の城～古代から近世まで～」を開催する。

その他、発掘調査および報告書が刊行された遺跡について、出土品を含む記録類の受け入れを行い、資料の貸出や閲覧に対応できるよう情報を管理し、収蔵する。

### III. 文化財保存・整備事業

本年度に係る事業は、美術品1点の修復、建造物関連事業2件、民俗文化財保存事業2件、歴史資料調査事業1件、史跡等の整備に係る事業3件、名勝・天然記念物保存事業3件である。

#### 1. 有形文化財

##### (1) 収蔵資料補修事業

令和元年度の収蔵資料補修事業は、練革黒漆塗白糸威五枚胴具足修復について実施する。合同会社大西漆芸修復スタジオと修復について協議している。

久留米藩最後の藩主有馬頼咸が所有する甲冑で、制作は江戸時代末期である。革製、黒漆塗である。練革とは水で濡らした革を型に押し当て、乾燥させて成形したもので、刀などで簡単には切れない軽くて丈夫なものである。本品は兜鉢や胴、籠手など、通常は鉄で造られる部分まですべて革で作られた、軽くて丈夫な甲冑である。胴や袖の裾に貼られている白い毛は山羊の毛で大変珍しく、漆や飾金物の黒色と威糸、毛の白色の対比が美しい。鎧櫃が附属している。

##### ア) 現状

全体に汚れが目立つ。鎧櫃は過去の補修跡に、紫外線に反応をする漆以外の塗料が見られる。埃が溜まっている。鎧櫃は、汚れが付着し、打損箇所があり、補修に漆以外の塗料が塗られている。

・兜については、塗膜剥離・剥落がみられ、素地である革の収縮に伴い、兜鉢の塗膜全面に亀裂が生じ、剥離・剥落が生じている。また、筋兜状に装飾された筋部分は、こより・革・鯨の鬚などの材料が使用されていることが考えられるが、素地の収縮に伴い歪んでしまっている。兜前方全面に亀裂がある。全面に塗膜亀裂、塗膜剥離・剥落、筋の歪みあり。

五枚胴については、素地である革の収縮に伴い、五枚胴に施されている竜の高蒔絵に亀裂が生じ、大きな剥離が生じている。剥落の危険性が非常に高い状態である。高蒔絵の全体が剥離し、亀裂が生じている。この他、高蒔絵の剥離・塗膜の剥落 高蒔絵の亀裂、剥離が認められる。

その他、忍緒は表面が劣化し、繊維が広範囲に落ちている。全体に打損などによる欠損が見られ、欠損部周辺の塗膜剥離・剥落が見られる。

##### イ) 修復方針

現在、我が国で行われている指定文化財漆工芸品の保存修復に則り、現状保存修復を原則として行う事とする。修復に際しては、充分に事前調査を行い傷みの現状を確認した上で修復工程を決定する。

X線CT調査を実施して兜や五枚胴の構造を確認する。使用材料を調査し損傷原因を考察した上で、適切な処置方法を改めて検討する。必要に応じ蛍光X線分析、マイクロスコープ観察等の調査を行う。また、写真撮影を伴った修復の記録を取り、修復後と比較できるようにし、修復終了後報告書を作成し提出する。修復中に方針を変更する際には、適宜所有者と協議を行い決定する。

#### ウ) 修復仕様

事前調査ではX線CT調査を実施し、作品の現状を確認した上で改めて修復処置内容の検討を行う。検討会では甲冑製作の豊田勝彦氏とともに処置方法を検討し、安全に修復作業を実施するために五枚胴の解体・組み立て作業も担当をしてもらう。

忍緒は表面の纖維が劣化をしているが、補強処置ができないため現状のままとする。落ちた纖維は集めて別途保管をする。

クリーニング作業では、漆塗膜に傷が入らないように柔らかい毛棒で塵や汚れを払い落とす。漆塗膜に付着しているカビ汚れは、柔らかい木綿布に極少量の水分を与えたもので少しづつ拭きとりながら除去作業を行う。必要に応じ弱いアルコールを使用した除去も行うが、高濃度での使用は行わない事とする。カビ汚れの下には、漆塗膜上に時代を感じさせる経年の汚れが残されていることから、必要以上にクリーニング作業は行わない事とする。鎧櫃の補修で塗られた黒色塗料は、溶剤を使用し可能な限り除去を行う。

兜の剥離塗膜の接着では、塗膜接着用に調合した麦漆を溶剤で希釀をして塗膜下に含浸し、圧着固定を行い塗膜の安定処置を行う。作業上、麦漆での作業が困難な場合は、膠で接着を行う。筋の歪みは、真っ直ぐにする場合は余分な長さを切除する必要があるため、表面の傷を今以上に増やさないためにも現状のままで接着安定処置を行う。

五枚胴の高蒔絵剥離箇所の接着では、練革の収縮に伴い元の位置に密着した状態で収まることはできない状態である。そのため、五枚胴との隙間を可能な限り減少をさせた状態で高蒔絵を塗膜接着用の麦漆で接着安定を行い、隙間に刻苧を充填し高蒔絵の安定処置を行う。鎧櫃の剥離塗膜は、兜の剥離塗膜接着と同様の仕様で接着安定処置を行う。

亀裂部と欠損部に刻苧の充填を行い形態の復元を行う。小欠損部で損傷が拡大する心配が無い箇所については現状のままとする。刻苧箇所に鏽漆下地を付けて表面肌を整え、欠損部と周辺漆塗膜との段差を緩和させる。また、触手による再剥落を防止するため、塗膜際に極少量の鏽漆下地を付け仕上げる。

#### エ) 工期

令和元年8月～令和3年3月までの2か年を予定している。九州国立博物館内の文化財保存修復施設6（漆工室）において行う。

### （2）建造物関連事業

#### ①歴史的建造物等調査事業

本事業では、高牟礼莊煉瓦塀、梅林寺唐門の調査を行う予定である。また、昨年度調査を実施した久留米大学本館については、国の登録有形文化財（建造物）への申請を検討する予定である。同じく昨年度に登録有形文化財（建造物）への答申を受けた日本福音ルーテル久留米教会については、本年度に告示される見込みである。

### (3) 史料調査事業

#### ①高良大社歴史資料調査事業

高良大社歴史資料の悉皆調査及び保存整備を目的として事業を推進し、令和元年度が事業最終年度となる。平成29・30年度には、近代文書・美術工芸品・考古資料・幣殿・拝殿の天井絵等について、クリーニング・調書作成・概要写真撮影及び目録作成等を実施した。本年度はこれらについて補足調査及び資料の収納・配架等を実施するとともに、調査成果の周知と報告書の作成・刊行を行う。

## 2. 記念物

### (1) 史跡等の整備に係る事業

#### ①筑後国府跡歴史公園整備事業

令和元年度は、Ⅱ期政庁（阿弥陀）地区内の1筆について公有化及び次年度以降の用地取得のために継続交渉を行う予定である。また、令和元年6月1日に全面施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、法務局と連携しつつ、一部の相続未了地について所有者特定を進める。なお、令和元年5月1日現在の公有化面積は、36,174.62m<sup>2</sup>（台帳及び実測面積）で、国・市有地を含めると公有化率は、85.71%となっている。

#### ②史跡筑後国府跡保存活用計画策定事業

2か年の国庫補助事業として平成30年度に事業に着手した。令和元年度は昨年度に引き続き、委員会による審議を継続し、年度末に計画書の印刷・刊行を行う予定である。

#### ③史跡下馬場古墳石室内環境調査

本調査は保護施設の老朽化による石室内への温湿度の影響と、将来の古墳公開のあり方を考えための基礎データ取得を目的として実施している。令和元年度には、データ欠損部分について補足調査を実施する予定である。

### (2) 名勝・天然記念物保存事業

#### ①県指定天然記念物「善導寺の大クス」再生（樹勢回復）事業

平成29年度から、4ヵ年事業として開始した。令和元年度は、前年度に引き続き主幹開口部の腐朽抑制のための焼入れ及び墨石液塗布を行う。また、主幹南・東側の土壌改良を実施する。改良は根の損傷を極力回避するため水圧によるものとし、改良土は腐葉土・枯割竹、木炭等を混入させた自然改良型とする。

#### ②県指定天然記念物「柳坂曾根のハゼ並木」剪定事業

例年1月下旬から2月上旬に実施しており、地元と協力を図り、剪定作業を実施する。

## IV. 文化財の活用・周知普及

### 1. 公開活用事業

#### (1) 久留米市六ツ門図書館展示コーナー

六ツ門図書館展示コーナーは、平成 22 年 10 月の開館以来、毎年 1 万 2 千人を超える来館者を迎えており、平成 28 年度には累計入館者数 10 万人を達成した。令和元年度は、当課主催企画展を 2 回開催し、さらなる歴史文化の周知普及をすすめる。なお、企画展の会期以外では、例年のように、他部局主催の展示を行う予定である。

##### ① 企画展「久留米市誕生～明治二十二年四月一日ヨリ久留米市ヲ施行ス」

会期：令和元年 7 月 6 日（土）～令和元年 9 月 23 日（月・祝）

主旨：久留米市は、明治 22（1899）年 2 月 2 日、「明治明治二十二年四月一日ヨリ久留米市ヲ施行ス」と内務省告示第 1 号で市制施行地に指定された。市制 130 年目にあたる本年は、地図や古写真を中心に紹介し、本市の足跡をたどる。

##### ② むかしのくらし展 「久留米市誕生 2」

会期：令和元年 11 月 30 日（土）～令和 2 年 3 月 22 日（日）

主旨：例年、小学 3 年生の社会科學習の「むかしのくらし」単元に合わせ、久留米の昔の暮らしをテーマとする展示会を実施している。今年度は、夏期企画展において、久留米市 130 年の歴史のうち、明治 22（1889）年から終戦（昭和 20 年）を取り扱ったことを受け、むかしのくらし展では、終戦（昭和 20 年）から令和元年までを扱う。展示にあたっては、市内外の小学校との連携を図り、学校教育を支援する。

六ツ門図書館展示コーナーにおける他部局実施展示一覧（令和元年度）

会期	展示会名	主催	入場者数 (人)
3 月 30 日～4 月 23 日	常設展 カメラをとらえた久留米の 100 年 私の街 私の時代	市民文化部文化財保護課	545 人
4 月 27 日～6 月 16 日	防災展	総務部防災対策課	1,206 人
7 月 6 日～9 月 23 日	久留米市誕生～明治二十二年四月一日ヨリ久留米市ヲ施行ス	市民文化部文化財保護課	開催中
10 月 5 日～11 月 4 日	人権パネル展（仮称）	協働推進部人権啓発センター	開催予定
11 月 30 日～3 月 22 日	むかしのくらし展 久留米市誕生 2	市民文化部文化財保護課	開催予定
4 月 1 日～3 月 31 日	常設展	市民文化部文化財保護課	開催中

## (2) 久留米市埋蔵文化財センター

普及事業としては、通年において収蔵資料の貸し出し及び閲覧に対応できる体制を整える。

また、展示会等の公開事業としては、常設展示を行う。

体験イベントとしては、11月3・4日「みづま祭り」において『勾玉づくり』のブースを設け、140名の市民に体験してもらい、文化財の普及・啓発を行う。

令和元年11月9日(土)～12月27日(金)に安武校区コミュニティセンターを会場として、「安武の歴史展」を開催する。安武校区の発掘調査の成果や地元に残る史跡を紹介した企画展を開催する予定である。

昨年度より開始された、えーるピア久留米市民ギャラリーを会場とした展示(久留米市生涯学習センターとの共同事業)について、今年度は6月15日(土)～27日(木)の期間、「久留米の山城展」パネル展示を行い、会期中の23日には関連企画として「久留米の城 - 古代から近世まで - 」と題した講演会を合わせて実施し、70名が受講された。

## (3) 坂本繁二郎生家活用事業

坂本繁二郎生家は、近代洋画の巨匠である坂本繁二郎の生家であるのと同時に久留米市に唯一残る武家屋敷である。その地域的重要性を検討して平成15年7月に久留米市有形文化財(建造物)に指定された。平成18年度から平成21年度までの4年間をかけて修理復原工事を行い、平成22年5月1日から一般公開をしている。生家では、年間を通じて様々な体験講座を開催しており、文化財の周知普及に努めている。

【目標】年間来場者数：7,500人(令和元年4月1日～令和2年3月31日)

【開館日数】308日

### <季節行事>

七夕まつり	期間：令和元年7月6日(土)～8月6日(火) 対象：一般 入場料：通常通り(短冊を飾りに来た場合は無料) 内容：願い事を書いた短冊を笹竹に飾る。	400人 (見込)
ひなまつり	日時：令和2年1月28日(火)～3月15日(日) 対象：一般 入場料：通常通り 内容：坂本家に伝わる雛人形を展示し、期間中に体験事業・生誕記念コンサート・お茶会を実施。	1,000人 (見込)

<お茶会>

お茶を楽しむ会	日時：令和2年3月20日（金、祝）10時～15時 主催：江戸千家久留米不白会 共催：文化財保護課 対象：一般 茶券：一般 500円、中学生以下 300円 ※入場料（団体料金）を含む。	80人 (見込)
---------	---	-------------

<ミニコンサート>

お月見ナイト	日時：令和元年9月14日（土）19時～21時 演者：久留米落語長屋 代表 四ヶ所 十郎 氏 対象：一般 入場料・参加費：無料 内容：生家の庭を竹燈籠と紙灯籠で彩る。 落語寄席を行う。	80人 (見込)
生誕記念 コンサート	日時：令和2年3月22日（土）14時～15時 演者：未定 対象：一般 入場料・参加費：無料	50人 (見込)

<体験事業>

茶レンジ！ こども茶会	日時：令和元年6月29日（土）10時～12時 講師：森田 宗尚 氏 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：お茶の作法について先生から学ぶ。	25人 (実績)
流しそうめんを 食べよう	日時：令和元年8月10日（土）10時～12時 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：青竹で箸と器を作つて、地元住民と一緒に流しそうめんを 食べて楽しむ。	100人 (見込)
餅つき大会	日時：令和元年12月14日（土）10時～12時 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：地元住民とともに、餅つきをして、ついた餅を食べる。	80人 (見込)
けん玉で遊ぼう	日時：令和2年2月15日（土）10時～12時 講師：横道 勝紀 氏 対象：小学生 入場料・参加費：無料 内容：けん玉を使った様々な遊びを楽しむ。	15人 (見込)

#### (4) 特別展「久留米に響く「第九」の調べ」

久留米には、第1次世界大戦時の日独戦争において俘虜となった、ドイツ人俘虜の収容所が開設されていた。大正8（1919）年12月3日、久留米俘虜収容所に収容されていたドイツ人俘虜達によって、久留米高等女学校講堂で交響曲第9番第2・3楽章の演奏が行われた。これは一般市民が初めて「第九」の演奏を耳にしたもので、令和元年12月で100年の節目を迎える。これに合わせて久留米俘虜収容所に関する資料などを展示し、市民への周知を図る。

期 間 令和元年12月18日（水）～令和元年12月28日（土）＊会期中無休

会 場 久留米シティプラザ 展示室 入場料 無料

#### (5) 安武の歴史展

30年度に作成した「安武校区の文化財マップ」の内容を中心に、校区内の文化財を紹介する。

期 間 令和元年11月9日（土）～12月27日（金）9時～17時

会 場 安武校区コミュニティセンター 入場料 無料

#### (6) ふるさとの先達紹介コーナー

久留米出身や、久留米にゆかりのある人物の功績の紹介を通して、郷土の歴史や文化、産業などに対する理解や関心を高めるために設置。文化芸術・産業・教育などの分野で6人の偉人を取り上げ、半年ごとにパネルを入れ替え。

期 間 平成31年4月1日（月）～令和元年9月30日（月）

会 場 久留米シティプラザ 3階壁面

内 容 坂本元蔵・井上 伝・田中久重・倉田雲平・牛島謹爾・石橋正二郎のパネル展示

#### (7) 歴史探訪

文化財の周知と普及を図るため、身近な遺跡等を巡るバスツアーを実施する。

期 日 令和元年12月（予定）

定 員 40人程度 費 用 参加費は無料

## 2. 協働・支援活動

#### (1) 出前講座

市民向け講座として全序的に取り組む「出前講座」では、文化財保護課は次の2メニューを受け持つ。

① 私のまちの歴史と文化財

② 歴史を体験

## (2) 学芸員実習受け入れ

受入期間：令和元年8月19日～27日（うち7日間）

受入人数：久留米大学2名、佐賀大学1名

受入施設：久留米文化財収蔵館、久留米市埋蔵文化財センターほか

## 3. 刊行物

### (1) 久留米市文化財調査報告書

第413集	『鎌水遺跡 第1次調査』	令和2年2月
第414集	『十間屋敷遺跡 第10次調査』	令和2年3月
第415集	『庄島侍屋敷遺跡 第12次調査』	令和2年3月
第416集	『高三瀬遺跡 第9次調査』	令和2年3月
第417集	『平成30年度 久留米市内遺跡群』	令和2年3月
第418集	『文化財集報 vol. 16』	令和2年3月

以上を刊行する予定である。

### (2) その他の刊行物

- ・歴史散歩 No.3 「筑後国分寺跡」（改訂版）
- ・収蔵館ニュース 第16号

### (3) 文化財説明板作成設置

例年、久留米市内の指定文化財を中心に、文化財を解説する案内板を設置・修繕している。本年度は「梅林寺靈屋」、「寺徳古墳」、「大谷古墳」を対象とする。

## 報告（3） 次年度以降の諮問予定資料

### ① 虫追い祭り

平成 27 年度に保存団体である JAにじ青年部から、市指定文化財への打診があった。田主丸町の年中行事として、少なくとも江戸時代より行われていることが『石原家記』の資料から伺える。戦後、一時、中断していたが、JAにじ青年部によって 3 年に一度の開催として再開された。本来の祭りとは開催方法などで異なる部分はあるが、虫追い祭りに不可欠な平氏と源氏の人形、馬は踏襲されている。27 年度の文化財専門委員会でも説明。なお、令和元年度は、11 月 16 日に催される予定である。

### ② 田中久重関係資料

久留米出身の発明家、からくり儀右衛門こと田中久重に関する資料で、市が収集を予定している資料について検討。なお、29 年度に購入した、からくり人形「文字書き人形」は、令和元年 6 月 4 日に日本ばね学会の「ばね技術遺産」に認定。平成 26 年 12 月に市指定文化財となつた「弓曳き童子」とともに、県指定以上の位置づけについても検討を進める。

### ③ 正福寺遺跡出土資料

平成 15・16 年度に実施した低湿地の調査で、縄文時代後期のイチイガシを中心とした堅果類の貯蔵穴 60 基近くを検出。160 点を超える編みかごなどの編組成品や、杓状（しゃくじょう）木製品、石斧が装着された状態の直柄（なおえ）などが出土。報告書作成に向けて継続的に整理中。

### ④ 久保遺跡出土の土器群

城島町に所在する遺跡。平成 15・16 年度の調査で、弥生時代前期にあたる黒色磨研（まけん）土器が 50 点近く出土しており、朝鮮半島との関連が指摘される遺跡でもある。今後は資料の評価について、他地域出土の遺物と比較検討を進める。

# 報告（4）久留米市文化財保存活用地域計画策定

## 1. 計画策定の目的

平成30年の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されることで、文化財の専門家ののみならず多様な関係者が参画した地域社会がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなる。

本市は、これまで永年にわたって文化財の保護に取り組み、市内に所在する文化財の把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めている。久留米市新総合計画第三次基本計画（平成27～31年度）において、将来像の一つである「誇りが持てる美しい都市久留米」を支える施策のうち「四季と歴史が見えるまち」の中で「魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり」を掲げており、文化財を地域において守り、活かしていくための体制も確立され、今後は、文化財の保存と活用によって実現すべき将来ビジョンとそのための具体的な事業を定め、計画的に取り組みを進めることを目的として、久留米市文化財保存活用地域計画の策定を行う。

久留米市文化財保存活用地域計画は、法定計画として文化庁長官の認定を目指す。このため、本計画は、文化財や多様な文化遺産を調査・把握した上で、まちづくりや観光などと連携した具体的なアクションプランを明確にすることで次期総合計画の施策体系に位置づけ、本市の文化財マスタープランとして計画的かつ持続的な歴史文化のまちづくりを実現することを目的とする。

## 2. 計画の対象

本市全域を調査及び計画の対象範囲とする。

久留米市全域：約229.96平方キロメートル

## 3. 計画策定の期間

令和元年度～令和2年度

## 4. 計画策定の前提条件

事業の実施にあたっては、以下を作業方針とする。

### （1）改正保護法、県大綱及び既往計画等との連携

本業務は、平成30年改正の文化財保護法にしたがい、福岡県で策定が予定される大綱を勘案しつつ、文化財やまちづくりに関連する各種条例等との役割分担のもど、これまでの成果の活用や推進中の文化財保護事業との連携を図り作成する。

また、まちづくりと連動することで市民生活の中に維持されるわかりやすい内容とする。

#### (2) 計画の認定

本計画は、本市総合計画の次期総合計画の施策体系に位置づけることを前提としているため、文化庁長官による認定を行う。このため、計画内容は保護法に定められる認定基準に則して過不足のない内容を盛り込むこととし、その計画策定作業期間にあっては、文化庁及び福岡県との積極的な連絡調整に努める。

#### (3) 文化財保存活用地域計画協議会の設置

認定後の本計画に位置づけられるアクションプランの事業化を推進するため、総合計画の施策体系の一環として、歴史や文化財をはじめ都市・建築や景観などの専門家、さらには教育、観光、商工、まちづくりなど各分野が参画した協議会を設置する。

### 5. 作業項目

計画策定に向けて、令和元年度は、今後の事業計画の基調となる文化財の保存活用の方針を、本市の文化財を取り巻く現状や課題の整理から適切に設定し、令和2年度は、国、県と連携による速やかかつ円滑な認定協議の資料を適宜作成しつつ計画全体の作成を業務の主な内容とする。

#### (1) 文化財保存活用地域計画の策定

##### 1) 背景と目的

1. 計画作成の背景と目的
2. 計画期間

##### 2) 久留米市の概要

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的環境
3. 歴史的環境

##### 3) 久留米市の文化財の概要

国、福岡県、久留米市の指定等文化財とともに、現在把握している未指定も含めた市内の文化財や文化遺産をリスト形式で整理し、主な文化財の概要や市内に所在する文化財の特徴（歴史的・地理的な分布状況や構造・様式的な特徴など）を明文化する。

##### 4) 久留米市の歴史文化の特徴

久留米市に固有の歴史や文化にまつわる地域的な特色を概要として整理する。

##### 5) 文化財の保存・活用に関する方針

1. 文化財の保存・活用に関する課題
2. 既存の文化財調査の概要
3. 地域計画の位置付け
4. 文化財の保存・活用に関する方針
5. 関連文化財群に関する事項
6. 文化財保存活用区域に関する事項

##### 6) 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置
  2. 関連文化財群の保存・活用に関する措置
  3. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置
- 7) 文化財の保存・活用の推進体制
1. 庁内の体制
  2. 事務処理特例の適用を希望する事務の内容
- (2) 計画策定に係る運営等
- 1) 関係機関等との協議

文化財所有者や管理団体をはじめとして関係する各種団体や地域住民との意見交換等を通じて、現在、本市で取り組んでいる内容、今後取り組むべき内容や意向等を把握する。

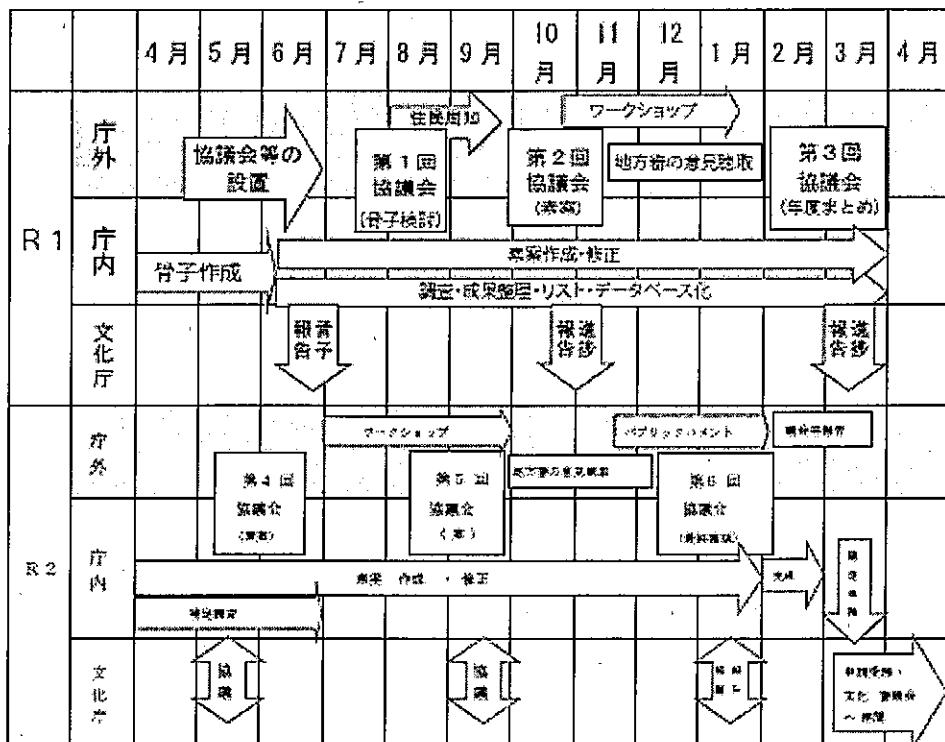
  - 2) 庁内協議及び調整

関係各課との意見交換等を通じて、市域において現在取り組んでいる事業、今後予定される事業等を把握し、総合計画への反映や役割分担等の調整を図る。

  - 3) 協議会の運営

市民及び団体等の代表者や有識者等で構成する久留米市文化財保存活用地域計画協議会を発足し、計画策定に係る策定協議会（計6回程度）を実施する。

## 6. スケジュール



※完成までの作成スケジュール表であり、変更の可能性がある  
今回は1年目(R 1)のみについての作成支援業務委託である

# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 概 要

### 1. 文化財保護法の一部改正

#### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

##### 【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

#### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

##### 【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

#### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができるようとする

【第191条第1項】

#### (4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日 平成31年4月1日

# ボトムアップによる地域文化財の活用

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核として、その継承が必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図る。

## ①地域における文化財の総合的な保存・活用

